



# 和歌山県報

発行 和歌山県  
和歌山市小松原通一丁目1番地  
毎週火、金曜日発行

## 目次

(取扱課室名) ページ

### ○ 告示

954	生活保護法による指定医療機関の辞退	(福祉保健総務課).....	1
955	生活保護法による施術機関の指定	( " ).....	1
956	保安林の指定の解除	(森林整備課).....	2
957	保安林の指定	( " ).....	2
958	保安林の指定施業要件変更予定に係る通知の相手方の所在の不明	( " ).....	2
959	保安林の指定施業要件の変更	( " ).....	2
960	〃	( " ).....	3
961	〃	( " ).....	3
962	公共測量の実施	(技術調査課).....	4
963	令和4年度砂利採取業務主任者試験の実施	(河川課).....	4

### ○ 公告

都市計画の案の縦覧	(都市政策課).....	5
-----------	--------------	---

## 告 示

### 和歌山県告示第954号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条の規定(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。)により指定した医療機関から辞退の届出があったので、次のとおり告示する。

令和4年8月19日

和歌山県知事 仁坂吉伸

指 定 番 号	名 称	所 在 地	辞 退 年 月 日
海歯新 2-26	吉村歯科診療所	海草郡紀美野町動木80	令和 4.7.31

### 和歌山県告示第955号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第55条第1項の規定(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。)により施術機関を指定したので、次のとおり告示する。

令和4年8月19日

和歌山県知事 仁坂吉伸

指 定 番 号	氏 名	住所又は名称及び所在地	指 定 年 月 日

田柔新 11-04	永濱寛	ながはま整骨院(柔道整復) 田辺市宝来町25-6 サンライズビル1階	令和 4.7.22
--------------	-----	---------------------------------------	--------------

**和歌山県告示第956号**

森林法(昭和26年法律第249号)第26条の2第2項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。  
令和4年8月19日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 解除に係る保安林の所在場所 田辺市中辺路町西谷字西ノ谷926の6、926の8
- 2 保安林として指定された目的 水源の涵養<sup>かん</sup>
- 3 解除の理由 道路用地とするため

**和歌山県告示第957号**

森林法(昭和26年法律第249号)第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする。  
令和4年8月19日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 保安林の所在場所 西牟婁郡上富田町生馬字黄金倉3413の4
- 2 指定の目的 水源の涵養<sup>かん</sup>
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法  
ア 主伐に係る伐採種は、定めない。  
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。  
ウ 間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。  
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び西牟婁振興局農林水産振興部林務課並びに上富田町役場に備え置いて縦覧に供する。)

**和歌山県告示第958号**

令和4年和歌山県告示第788号(以下「告示第788号」という。)で告示した保安林の指定施業要件の変更予定に係る通知の相手方の所在が不分明であるので、森林法(昭和26年法律第249号)第189条の規定により、その通知の内容を田辺市役所に掲示するとともに、その要旨を告示する。

令和4年8月19日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 所在が不分明である通知の相手方  
奈目良亀四郎  
坂本智子  
黒田幸八
- 2 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所、保安林として指定された目的及び変更後の指定施業要件  
告示第788号のとおり

**和歌山県告示第959号**

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。  
令和4年8月19日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 西牟婁郡白浜町（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。  
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び西牟婁振興局農林水産振興部林務課並びに白浜町役場に備え置いて縦覧に供する。）

**和歌山県告示第960号**

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。  
令和4年8月19日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 東牟婁郡古座川町（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。  
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び東牟婁振興局農林水産振興部林務課並びに古座川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

**和歌山県告示第961号**

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。  
令和4年8月19日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 東牟婁郡古座川町（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び東牟婁振興局農林水産振興部林務課並びに古座川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

#### 和歌山県告示第962号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定に基づき印南町長から公共測量を実施する旨通知があったので、次のとおり公示する。

令和4年8月19日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 作業の種類 公共測量（数値地形図データ作成）
- 2 作業期間 令和4年8月1日から令和5年1月31日まで
- 3 作業地域 和歌山県日高郡印南町の一部

#### 和歌山県告示第963号

令和4年度砂利採取業務主任者試験を砂利採取法（昭和43年法律第74号）第15条第1項の規定により、次のとおり実施する。

令和4年8月19日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 試験の日時 令和4年11月11日（金）午前10時から正午まで
- 2 試験実施場所 和歌山県田辺市新屋敷町1番地  
田辺商工会議所 大会議室
- 3 試験科目 筆記試験

- (1) 砂利の採取に関する法令
- (2) 砂利の採取に関する技術的な事項（基礎的な土木及び河川工学に関する事項を含む。）

※ 出題数は、法令問題10問（全問必須問題）、技術問題15問（7問の必須問題と、8問から受験者が3問選択して解答する選択問題）とする。

#### 4 受験手続

##### (1) 提出書類等

- ア 受験願書 1通
- イ 写真 1枚

手札形（縦11.8センチメートル、横8.2センチメートル）とし、出願前6か月以内に撮影した正面上半身像で、その裏面に撮影年月日、氏名及び年齢を記載したもの。

なお、写真は受験願書の裏に貼付して提出すること。

- ウ 受験手数料 和歌山県証紙7,600円

消印はせずに受験願書に貼付して提出すること。

- エ 受験票送付用封筒 1通

受験票送付先の郵便番号、住所及び氏名を記載すること。

なお、受験票送付用の切手の貼付は不要とする。

##### (2) 提出先

〒640-8585

和歌山市小松原通一丁目1番地

和歌山県県土整備部河川・下水道局河川課 砂利採取業務主任者試験係

電話番号 073-441-3132

(3) 受験願書等の提出期間

ア 和歌山県県土整備部河川・下水道局河川課への持参の場合

令和4年10月3日（月）から同月17日（月）まで（土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に定める国民の祝日（以下「祝日」という。）を除く。）の午前9時から午後5時までの間

イ 郵送の場合

令和4年10月3日（月）から同月17日（月）までの間のいずれかの日の消印があるものを受け付ける。

(4) 受験票の送付

受験願書を受理した場合は、提出期間終了後に受験票を交付する。

なお、受験票が11月2日（水）までに到着しないときは、和歌山県県土整備部河川・下水道局河川課まで連絡すること。

5 合格者の発表等

(1) 合格発表日

令和4年11月30日（水）

(2) 発表の方法

合格発表日の午前10時に和歌山県県土整備部河川・下水道局河川課に合格者の受験番号を掲示するとともに、和歌山県県土整備部河川・下水道局河川課ホームページ（<https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/080400/index.html>）にて公開する。また、受験者に対し郵送により合否を通知する。

6 試験結果の開示

この試験の合否及び受験者の得点数（合計得点及び各試験科目ごとの得点）については、和歌山県個人情報保護条例（平成14年和歌山県条例第66号）第25条第1項の規定により、口頭により開示請求することができる。

開示を希望する場合は、受験者本人が受験票又は本人であることを証明する書類（運転免許証、旅券等の顔写真付きで公的機関の発行のものに限る。）を持参の上、和歌山県県土整備部河川・下水道局河川課に請求すること。

開示の期間は、合格発表日から1月間（土曜日、日曜日及び休日を除く。）とし、開示の時間は、開示の期間中午前9時（開示期間の初日は合格発表後）から午後5時45分までの間とする。

7 その他

(1) 受験願書は、和歌山県県土整備部河川・下水道局河川課及び各振興局建設部において、令和4年8月19日（金）から同年10月17日（月）までの間（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）に配布する。また、和歌山県県土整備部河川・下水道局河川課ホームページからもダウンロード可能とする。

(2) 受験者は、試験開始30分前から入室できるものとし、10分前には着席すること。遅刻は試験開始後30分までは認めるが、それ以降の受験は原則として認めない。試験途中の退室については、試験開始40分後から終了10分前まで認めるが、退室時には答案用紙を提出することとし、再入室は認めない。

(3) 試験問題は、試験開始から40分を経過した後に、受験者本人に限り持ち帰りを認める。

(4) 天候、交通機関等の都合により試験の実施ができない場合は、別途知事が指定する日に試験を実施する。

(5) その他試験に関する問合せは、和歌山県県土整備部河川・下水道局河川課まで行うこと。

---

公 告

都市計画の案の縦覧の公告

---

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、都市計画を次のとおり変更しようとするので、同法第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案については、縦覧期間満了の日までに、和歌山県に意見書を提出することができる。

令和4年8月19日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 都市計画の種類及び名称  
田辺都市計画道路（3・5・15号文里湾横断道路）
- 2 都市計画を変更する土地の区域  
変更する部分  
和歌山県田辺市文里一丁目、文里二丁目  
新庄町字西跡ノ浦、字東跡之浦  
（地先公有水面を含む。）
- 3 都市計画の案の縦覧場所  
和歌山県県土整備部都市住宅局都市政策課  
田辺市建設部都市計画課
- 4 縦覧期間  
令和4年8月22日から同年9月5日まで